「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）の延長」について

厚生労働省においては，新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等に伴い，子どもの世話を保護者として行うことが必要となったことにより，仕事ができなくなっている子育て世代を支援し，子どもの健康，安全を確保するための対策を講じるため，「委託を受けて個人で仕事をする方」（個人で事業を営む子どもの保護者）向けの支援金を創設し，令和２ 年３ 月 18 日から「学校等休業助成金・支援金受付センター」において申請書を受け付けているところです。

この支援金については，小学校等の臨時休業等に伴い，就業することを予定されていた仕事ができなくなった場合に，一定の要件を満たす「委託を受けて個人で仕事をする方」（子どもの保護者）に，就業できなかった日について１日当たり定額（4,100 円）を支給するものです。

今般，この支援金については，令和２年３月 31 日までの対象期間を令和２ 年６月 30 日まで延長し，受付期間も令和２年９月 30 日までとすることになりました。

（参考） 厚生労働省ホームページ

・新型コロナウイルス感染症による小学校休業等支援金
（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※「学校等休業助成金・支援金受付センター」の申請窓口や必要書類等については，上記リンク先に掲載しています。